

大阪市水道局 特名随意契約結果（業務委託）（少額随意契約を除く）

8 月分

No.	案 件 名 称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	令和5年度 基本料金減額に係るハンディ ターミナルシステム改修業務委託	情報処理－ 情報処理	株式会社ウォーターデバイス	¥2,200,000	令和5年8月16日	地方公営企業法施行令第 21条の14第1項第2号	G4	－
2	令和5年度 庭窪浄水場外2か所計測設備 保守点検業務委託	機械等施設 点検・運転 －施設保守 点検整備	株式会社マコト電気	¥2,992,000	令和5年8月22日	地方公営企業法施行令第 21条の14第1項第2号	G3	－
3	令和5年度 基本料金減額に伴う営業所オ ンラインシステム改修業務委託	情報処理－ 情報処理	株式会社日立システムズ 関 西支社	¥4,465,120	令和5年8月18日	地方公営企業法施行令第 21条の14第1項第2号	G4	－
4	令和5年度 大阪市水道局情報システム統 合基盤・庁内情報ネットワーク外部接続機 能設定等業務委託	情報処理－ 情報処理	NECフィールディング株式会 社 西日本営業本部 関西第 一営業部	¥5,808,000	令和5年8月18日	地方公営企業法施行令第 21条の14第1項第2号	G4	－
5	帳票のCSV化機能追加に係る営業所オン ラインシステム改修業務委託	情報処理－ 情報処理	株式会社日立システムズ 関 西支社	¥13,147,200	令和5年8月30日	地方公営企業法施行令第 21条の14第1項第2号	G4	－
6	大阪市水道局BPR支援業務委託	その他代行 －各種施策 研究・調査	アビームコンサルティング株 式会社	¥19,719,700	令和5年8月9日	地方公営企業法施行令第 21条の14第1項第2号	G5	－
7	水道局財務会計システム更新に係る基本 設計等業務委託	情報処理－ 情報処理	富士通Japan株式会社 関 西公共第一ビジネス部	¥322,989,700	令和5年8月29日	地方公共団体の物品等又 は特定役務の調達手続の 特例を定める政令第11条 第1項第1号	G4	○

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度 基本料金減額に係るハンディターミナルシステム改修業務委託

2 契約の相手方

株式会社ウォーターデバイス

3 随意契約理由

本業務は、各水道センターにて日常の水道メータ検針業務及び料金等徴収業務で使用しているハンディターミナルシステム（以下「本システム」という。）について、令和5年10月検針分から水道料金及び下水道使用料の減額措置を実施するため、料金計算プログラムの改修を行うものです。

本システムは、ニデック大豊機工株式会社が開発を行ったもので、独自に構築したプログラムとなっており、本業務の履行には、本システムの構造、性能及びプログラムを熟知した専門の知識と技術を必要とします。

また、当該事業はニデック大豊機工株式会社から株式会社ウォーターデバイスに事業承継されており、上記業者を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行し、本システムに障害が発生した場合、その原因がシステム固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になるため、当該業者に保証を持たせることができない旨の見解を得ています。

よって、本業務における一貫した責任と性能について、保証を持たせることができるのは株式会社ウォーターデバイスが唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局総務部お客さまサービス課（電話番号06-6616-5475）

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度 庭窪浄水場外2か所計測設備保守点検業務委託

2 契約の相手方

株式会社マコト電気

3 随意契約理由

本業務は、庭窪浄水場、異配水場及び住吉配水場に設置している超音波流量計の保守点検を行い、機能維持を図るものです。

当該設備は、株式会社日立ハイテクソリューションズが自社独自の仕様で設計し、機器部品を組み合わせて製作したものを自社で生産していることから、保守点検により動作確認・機能保証を行うには、設備の全体構成並びに機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とします。

当該設備にかかる保守点検業務は現在株式会社マコト電気に移管されており、同社を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない旨の見解を得ています。

よって、保守点検の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができるのは株式会社マコト電気が唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2402）

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度 基本料金減額に伴う営業所オンラインシステム改修業務委託

2 契約の相手方

株式会社日立システムズ

3 随意契約理由

本業務は、水道局のお客さま情報を一元的に管理する基幹システムである営業所オンラインシステム（以下「本システム」という。）について、令和5年10月検針分から水道料金及び下水道使用料の減額措置を実施するため、改修を行うものです。

本システムは、株式会社日立システムズが開発を行ったもので、独自に構築したプログラムとなっており、本業務の履行には、本システムの構造、性能及びプログラムを熟知した専門の知識と技術を必要とします。

また、上記業者を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行し、本システムに障害が発生した場合、その原因がシステム固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になるため、当該業者に保証を持たせることができない旨の見解を得ています。

よって、本業務における一貫した責任と性能について、保証を持たせることができるのは株式会社日立システムズが唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局総務部お客さまサービス課（電話番号06-6616-5475）

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度 大阪市水道局情報システム統合基盤・庁内情報ネットワーク外部接続機能設定等業務委託

2 契約の相手方

N E C フィールディング株式会社

3 随意契約理由

本業務は、局職員が使用するP Cでファイル共有やメール、インターネット閲覧等の機能を提供する大阪市水道局情報システム統合基盤・庁内情報ネットワーク（以下「統合基盤等」という。）において、テレワーク環境を提供するために必要なソフトウェアのライセンス（1年間）の延長及び構築した外部リモート接続機能の継続使用に必要な設定を行うものです。

統合基盤等につきましては、上記業者が開発を行ったもので、独自に構築されたシステムとなっており、本業務の履行により動作確認・機能保証を行うには、統合基盤等の構成及び設定状況等を熟知した専門の知識と技術を必要とします。

また、上記業者を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行し、統合基盤等に障害が発生した場合、その原因が統合基盤等固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせる事が出来ない旨の見解を得ています。

よって、本業務における一貫した責任と性能について、保証を持たせることができるのはN E C フィールディング株式会社が唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局総務部デジタル推進課（電話番号06-4703-3147）

随意契約理由書

1 案件名称

帳票の CSV 化機能追加に係る営業所オンラインシステム改修業務委託

2 契約の相手方

株式会社日立システムズ

3 随意契約理由

本業務は、水道局のお客さま情報を一元的に管理する基幹システムである営業所オンラインシステム（以下「本システム」という。）のペーパーレス化に伴い、本システムから自動出力している一部帳票について、PDF 又は CSV データによる出力を可能にするため改修を行うものです。

本システムについては、上記業者が開発を行ったもので、独自に構築されたプログラムとなっており、本業務の履行により動作確認・機能保証を行うには、システムの構造、性能及びプログラムを熟知した専門の知識と技術を必要とします。

また、上記業者を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行し、本システムに障害が発生した場合、その原因がシステム固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせる事が出来ない旨の見解を得ています。

よって、本業務における一貫した責任と性能について、保証を持たせることができるのは株式会社日立システムズが唯一の業者になります。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号

5 担当部署

水道局総務部お客さまサービス課（電話番号 06-6616-5475）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市水道局 BPR 支援業務委託

2 契約の相手方

アビームコンサルティング株式会社

3 随意契約理由

本業務は、当局が「大阪市水道経営戦略」や「大阪市水道局 ICT 計画」に掲げる、ICT を活用した BPR を全庁展開していくためのパイロットプロジェクトとして、BPR 効果の高い業務を選定し、当該業務の調査・分析、BPR 手法の検討等について、専門的な知識を有する事業者からの支援を受けるものです。

BPR（ビジネスプロセス・リエンジニアリング）とは、現行の業務内容やフロー、組織構造などをゼロベースで根本的に見直し再構築する業務改革であり、ICT を活用した BPR の検討には、DX（デジタルトランスフォーメーション）の視点、ICT ツールに関する知識、BPR を進めるノウハウ等の専門的な知識が必要不可欠です。

本業務の発注にあたり、DX の視点を加えた BPR の検討手法や着眼点は、事業者によって様々であり、事業者の持つ技術力や創意工夫が最も問われ、その内容によって事業の成果に相当の差異が生じるものであることから、仕様を詳細に提示して価格競争により業者決定する競争入札は適しません。

よって、事業者の創造性による提案に対して専門的な見識に基づく有識者の審査、優劣の判断により、優れた提案を行う事業者を選定する公募型プロポーザル方式により、契約相手方を決定することとしました。

学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取した結果、上記事業者の評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号

5 担当部署

水道局総務部デジタル推進課（電話番号 06-6616-5411）

随意契約理由書

1 案件名称

水道局財務会計システム更新に係る基本設計等業務委託

2 契約の相手方

富士通 J a p a n 株式会社

3 随意契約理由

本業務は、予算・決算・契約・在庫等を管理する、水道局財務会計システム（以下「本システム」という。）として、富士通株式会社のパッケージ製品を採用していますが、令和 7 年 3 月 31 日をもって現バージョンの製品サポートが終了するため、バージョンを更新するとともに、正常に稼働するよう円滑に各種プログラムや保有しているデータの移行、改修、動作検証及び切替作業を行うものです。

本システムは、富士通株式会社が自社のパッケージ製品である「I P K N O W L E D G E」に対して当局の制度に合わせたカスタマイズを行い、独自に開発を行ったものであり、本業務を履行するには、本システムの構成及びプログラムを熟知した専門の知識と技術を必要とします。

本システムに関する運用保守業務及び著作権は、富士通 J a p a n 株式会社へ移管されており、ソースプログラムについても一般には公開しておりません。

よって、本業務を履行できるのは富士通 J a p a n 株式会社が唯一の業者です。以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 1 号

5 担当部署

水道局総務部経理課（電話番号 0 6 - 6 6 1 6 - 5 4 5 3）

水道局総務部管財課（電話番号 0 6 - 6 6 1 6 - 5 4 6 4）